

お詫びと訂正

商業 741 準拠『ビジネス法規 ワークブック』に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

本冊

該当箇所	誤	正
p. 17 応用問題 問の(2)	ア. 未成年者が飲酒・喫煙する行為 イ. 商品券で商品を購入する行為 イ. 9,900 m ² の土地に他人の木管が約 6.6 m ² 通っていたので、撤去するか時価の数十倍の値段で買い取るように請求する行為	ア. 未成年者が飲酒・喫煙する行為 イ. 商品券で商品を購入する行為 イ. 9,900 m ² の土地に他人の木管が約 6.6 m ² 通っていたので、撤去するか時価の数十倍の値段で買い取るように請求する行為
p. 24 基本問題 問 1 の(3)	(3) 地上権・永小作権・地役権および入会権は用 役 物権といい、他人の物を一定の範囲で使用・収益する内容である。	(3) 地上権・永小作権・地役権および入会権は用 益 物権といい、他人の物を一定の範囲で使用・収益する内容である。
p. 27 基本問題 問 2 の問題文	用 役 物権は制限された範囲で物を支配することのできる物権である。	用 益 物権は制限された範囲で物を支配することのできる物権である。
p. 86 基本問題 問 2 の(3)	(3) 相殺は、当事者の一方が意思を表示した時点で、対 等 額で消滅し、相殺適状が生じた時点にさかのぼって消滅するわけではない。	(3) 相殺は、当事者の一方が意思を表示した時点で、対 当 額で消滅し、相殺適状が生じた時点にさかのぼって消滅するわけではない。